

件名	難病の患者に対する医療等に関する法律第47条の規定に基づく過料に関する条例								
主管課	健康増進課								
根拠法令等	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）								
<p>【制定の概要】</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律の制定に伴い、過料を科することができるようにするため制定</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 特定医療費の支給認定の取消し後に、医療受給者証の返還に応じない者</p> <p>(2) 特定医療費の支給に関し、正当な理由なく、必要な質問に対する答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者</p>									
施行日	平成27年1月1日								
<p>【その他参考事項】</p> <p>● 難病の患者に対する医療等に関する法律の概要</p> <p>1. 趣旨</p> <p>「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく措置として、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずる。</p> <p>2. 概要</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)基本方針の策定</td> <td>・厚生労働大臣は、難病に係る医療その他難病に関する施策の総合的な推進のための基本的な方針を策定</td> </tr> <tr> <td>(2)難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立</td> <td>・都道府県知事は、申請に基づき、医療費助成の対象難病（指定難病）の患者に対して、医療費を支給 ・指定難病に係る医療を実施する医療機関を、都道府県知事が指定 ・支給認定の申請に添付する診断書は、指定医が作成 ・都道府県は、申請があった場合に支給認定をしないときは、指定難病審査会に審査を求めなければならない。 ・医療費の支給に要する費用は都道府県の支弁とし、国は、その2分の1を負担</td> </tr> <tr> <td>(3)療養生活環境整備事業の実施</td> <td>・都道府県は、難病相談支援センターの設置や訪問看護の拡充実施等、療養生活環境整備事業を実施できる。</td> </tr> <tr> <td>(4)難病の医療に関する調査及び研究の推進</td> <td>・国は、難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究を推進</td> </tr> </table>		(1)基本方針の策定	・厚生労働大臣は、難病に係る医療その他難病に関する施策の総合的な推進のための基本的な方針を策定	(2)難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立	・都道府県知事は、申請に基づき、医療費助成の対象難病（指定難病）の患者に対して、医療費を支給 ・指定難病に係る医療を実施する医療機関を、都道府県知事が指定 ・支給認定の申請に添付する診断書は、指定医が作成 ・都道府県は、申請があった場合に支給認定をしないときは、指定難病審査会に審査を求めなければならない。 ・医療費の支給に要する費用は都道府県の支弁とし、国は、その2分の1を負担	(3)療養生活環境整備事業の実施	・都道府県は、難病相談支援センターの設置や訪問看護の拡充実施等、療養生活環境整備事業を実施できる。	(4)難病の医療に関する調査及び研究の推進	・国は、難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究を推進
(1)基本方針の策定	・厚生労働大臣は、難病に係る医療その他難病に関する施策の総合的な推進のための基本的な方針を策定								
(2)難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立	・都道府県知事は、申請に基づき、医療費助成の対象難病（指定難病）の患者に対して、医療費を支給 ・指定難病に係る医療を実施する医療機関を、都道府県知事が指定 ・支給認定の申請に添付する診断書は、指定医が作成 ・都道府県は、申請があった場合に支給認定をしないときは、指定難病審査会に審査を求めなければならない。 ・医療費の支給に要する費用は都道府県の支弁とし、国は、その2分の1を負担								
(3)療養生活環境整備事業の実施	・都道府県は、難病相談支援センターの設置や訪問看護の拡充実施等、療養生活環境整備事業を実施できる。								
(4)難病の医療に関する調査及び研究の推進	・国は、難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究を推進								